

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法

(2) 令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位: 百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	79

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は2名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」65百万円、「賞与」6百万円、「退職慰労金」7百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和元年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

剰余金処分計算書

(単位: 千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
当期末処分剰余金	659,429	594,825
剰余金処分量	306,035	208,409
出資配当金 (配当率)	6,035 (年3%)	6,173 (年3%)
特別積立金	300,000	200,000
繰越金(当期末残高)	353,393	386,415

謄本 独立監査人の監査報告書

令和2年5月27日

館林 信用金庫
理事会 御中

加藤 全和 公認会計士事務所

公認会計士 加藤全和 ㊞

<計算書類等監査>

監査意見

私は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、館林信用金庫の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第75期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適性に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に関する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適性に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適性に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重大な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項に妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示および注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適性に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施期間、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

私は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、館林信用金庫の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第75期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

私は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

金庫と私との間には、公認会計士法の規定により配慮すべき利害関係はない。

以上

平成30年度及び令和元年度の決算関係書類すなわち貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、加藤全和 公認会計士事務所の監査を受けております。従って、上記「独立監査人の監査報告書」は決算関係書類に対するものであります。

令和元年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和2年6月25日

館林信用金庫
理事長

早川 茂

謄本 監査報告書

私たち監事は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第75期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 業務報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（信用金庫法施行規則第33条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 業務報告等の監査結果

- ① 業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する業務報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人「加藤全和 公認会計士事務所」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月29日

館林信用金庫

常勤監事 関谷一彦 ㊞
監事 十九浦健治 ㊞
監事 小島光雄 ㊞

(注) 監事 小島光雄は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

預金業務関係

(単位: 残高百万円、構成比%)

科 目	平成31年3月末		令和2年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当 座 預 金	1,371	1.1	1,521	1.2
普 通 預 金	57,299	45.2	58,844	46.4
貯 蓄 預 金	2,228	1.8	2,137	1.7
そ の 他 の 預 金	715	0.6	1,029	0.8
小 計	61,613	48.6	63,531	50.0
定 期 預 金	59,245	46.7	58,651	46.2
定 期 積 金	5,871	4.6	4,730	3.7
小 計	65,116	51.4	63,381	49.9
合 計	126,729	100.0	126,913	100.0

預金者別残高、構成比

(単位: 残高百万円、構成比%)

	平成31年3月末		令和2年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
法 人 預 金	18,102	14.3	18,664	14.7
個 人 預 金	97,227	76.7	97,225	76.6
公 金	11,394	9.0	11,016	8.7
金 融 機 関	6	0.0	7	0.0
合 計	126,729	100.0	126,913	100.0

預金・譲渡性預金平均残高

(単位: 百万円)

	平成31年3月末	令和2年3月末
流 動 性 預 金	56,065	59,358
うち有利息預金	54,858	58,000
定 期 性 預 金	67,117	67,512
うち固定金利定期預金	67,117	67,512
うち変動金利定期預金	0	0
そ の 他	339	342
計	123,522	127,213
譲 渡 性 預 金	—	—
合 計	123,522	127,213

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金

変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

定期預金残高

(単位: 百万円)

	平成31年3月末	令和2年3月末
定 期 預 金	59,245	58,651
固定金利定期預金	59,241	58,649
変動金利定期預金	0	0
そ の 他	4	2

財形貯蓄残高

(単位: 百万円)

	平成31年3月末	令和2年3月末
財 形	2	1

貸出金の状況

貸出金平均残高

(単位: 百万円)

科 目	平成30年度	令和元年度
手形貸付	3,388	3,907
証券書貸付	61,484	62,535
当座貸越	1,762	1,761
割引手形	1,145	952
合 計	67,779	69,155

貸出金残高

(単位: 百万円)

	平成30年度	令和元年度
貸 出 金	69,478	69,755
うち変動金利	16,448	17,500
うち固定金利	53,030	52,255

貸出金の担保別内訳

(単位: 百万円)

	平成30年度	令和元年度
当金庫預金積金	1,465	1,311
有価証券	14	4
動 産	—	—
不 動 産	22,667	21,795
そ の 他	19	19
計	24,166	23,131
信用保証協会・信用保険	6,575	7,204
保 証	5,774	5,561
信 用	32,962	33,858
合 計	69,478	69,755

債務保証見返の担保別内訳

(単位: 百万円)

	平成30年度	令和元年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	3	—
そ の 他	—	—
計	3	—
信用保証協会・信用保険	21	20
保 証	5	5
信 用	56	175
合 計	85	200

貸出金使途別残高

(単位：百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	39,473	56.81	39,563	56.72
運 転 資 金	30,005	43.19	30,191	43.28
合 計	69,478	100.00	69,755	100.00

貸出金業種別内訳

(単位：百万円)

業種区分	平成30年度			令和元年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	326	9,280	13.3	302	9,539	13.7
農 業、林 業	24	155	0.2	26	147	0.2
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	230	4,158	6.0	232	4,577	6.6
電気・ガス・熱供給・水道業	48	1,390	2.0	52	1,699	2.4
情 報 通 信 業	2	3	0.0	1	2	0.0
155運輸業、郵便業	58	2,672	3.8	57	2,522	3.6
卸 売 業・小 売 業	207	4,693	6.8	192	4,716	6.8
金 融 業・保 険 業	11	3,943	5.7	9	4,427	6.4
不 動 産 業	144	10,929	15.7	135	9,359	13.4
物 品 賃 貸 業	1	500	0.7	1	500	0.7
学術研究、専門・技術サービス業	11	109	0.2	12	96	0.1
宿 泊 業	4	484	0.7	4	433	0.6
飲 食 業	82	760	1.1	83	712	1.0
生活関連サービス業、娯楽業	66	1,939	2.8	54	1,813	2.6
教育、学習支援業	9	268	0.4	10	254	0.4
医 療、福 祉	73	4,220	6.1	75	3,988	5.7
その他のサービス	92	2,071	3.0	86	2,461	3.5
小 計	1,388	47,580	68.5	1,331	47,253	67.7
国・地方公共団体等	8	9,207	13.2	8	9,666	13.9
個 人	2,199	12,690	18.3	2,165	12,835	18.4
合 計	3,595	69,478	100.0	3,504	69,755	100.0

(注) 業種別区部は日本標準産業の大分類に準じて記載しております。

預貸率

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
貸出金(期末残高)(A)	69,478	69,755
預金(期末残高)(B)	126,729	126,913
預 貸 率 (A / B)	54.82	54.96
期 中 平 均	54.87	54.36

(注) 預金には定期積金を含んでおります。

預かり資産の状況

(単位：百万円)

	平成31年3月末	令和2年3月末
公 共 債	1,091	1,167
うち個人向け国債	1,036	1,137
うちぐんま県民債	55	30
投 資 信 託	197	204
保 険	2,676	2,685
うち年金保険	1,876	1,720
うち終身保険	799	965

※投資信託残高は、「約定金額(基準価額×口数)」で表示していましたが、平成25年3月末以降は「額面金額(単位金額×口数)」にて表示しております。

主要な経営指標の推移

最近5年間の主要な経営指標の推移

		単位	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
利益	経常収益	千円	1,770,406	1,781,632	1,779,120	1,608,916	1,790,292
	経常利益(又は経常損失(△))	千円	198,624	240,916	120,315	154,453	247,982
	当期純利益(又は当期純損失(△))	千円	83,862	113,115	74,191	144,348	241,431
残高	出資総額	百万円	205	203	206	204	208
	出資総口数	千口	404	398	412	409	416
	純資産額	百万円	8,203	8,090	8,097	8,353	8,192
	総資産額	百万円	129,139	133,395	133,007	135,797	135,770
	預金積金残高	百万円	120,110	124,542	124,171	126,729	126,913
	貸出金残高	百万円	69,060	67,693	69,420	69,478	69,755
	有価証券残高	百万円	25,309	32,630	32,166	33,503	34,260
単体自己資本比率	%	11.96	11.32	10.84	10.68	10.62	
出資に対する配当金(1口当たり)	円	15	15	15	15	15	
役員数	役員数	人	9	8	9	8	9
	うち常勤役員数	人	6	5	6	5	6
職員数	職員数	人	135	144	134	131	125
会員数	会員数	人	12,823	12,672	12,547	12,385	12,351

(注)「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

業務粗利益

(単位: 千円)

	平成30年度	令和元年度
資金運用収支	1,346,086	1,367,564
資金運用収益	1,364,522	1,381,465
資金調達費用	18,435	13,900
役務取引等収支	30,564	42,982
役務取引等収益	125,170	135,033
役務取引等費用	94,605	92,050
その他の業務収支	46,185	38,989
その他業務収益	57,742	46,824
その他業務費用	11,556	7,835
業務粗利益	1,422,837	1,449,536
業務粗利益率	1.10%	1.09%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(平成30年度 一円、令和元年度 一円)を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

業務純益

(単位: 千円)

	平成30年度	令和元年度
業務純益		223,343
実質業務純益		223,343
コア業務純益		209,655
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)		209,655

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
4. 「業務純益」「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和元年9月13日)による改正を受け、令和元年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、令和元年度分のみを開示しております。

資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
資金運用勘定	129,193	133,016	1,364,522	1,381,465	1.05	1.03
うち貸出金	67,779	69,155	1,007,672	1,018,033	1.48	1.47
うち預け金	28,819	29,528	43,387	34,490	0.15	0.11
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	31,912	33,529	298,453	313,284	0.93	0.93
資金調達勘定	123,626	127,255	18,435	13,900	0.01	0.01
うち預金積金	123,522	127,213	18,336	13,873	0.01	0.01
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	79	21	99	27	0.12	0.12

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成30年度56百万円、令和元年度68百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成30年度 一百万円、令和元年度 一百万円)及び利息(平成30年度 一百万円、令和元年度 一百万円)を、それぞれ除して表示しております。

利鞘

(単位: %)

	平成30年度	令和元年度
資金運用利回	1.05	1.03
資金調達原価率	1.03	0.97
総資金利鞘	0.02	0.06

受取・支払利息の増減

(単位: 千円)

	平成30年度			令和元年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	28,237	△55,409	△27,171	36,659	△20,363	16,296
うち貸出金	14,716	△37,407	△22,691	20,468	△10,106	10,362
うち預け金	1,311	6,171	7,482	1,066	△9,963	△8,896
うち有価証券	12,212	△24,173	△11,961	15,124	△294	14,830
支払利息	599	△2,471	△1,872	547	△5,010	△4,462
うち預積金	506	△2,409	△1,903	547	△5,010	△4,462
うち借入金	93	△62	31	0	0	0

利益率

(単位: %)

	平成30年度	令和元年度
総資産経常利益率	0.117	0.183
総資産当期純利益率	0.109	0.178

(注) 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

有価証券期末残高・平均残高

(単位: 百万円)

区 分		平成30年度		令和元年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	売 買 目 的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	2,396	2,178	2,359	2,179
	合 計	2,396	2,178	2,359	2,179
地 方 債	売 買 目 的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	1,241	1,048	1,231	1,202
	合 計	1,241	1,048	1,231	1,202
短 期 社 債	売 買 目 的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—
政府保証債	売 買 目 的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	807	847	704	736
	合 計	807	847	704	736
公 社 公 団 債	売 買 目 的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	2,628	2,459	2,573	2,436
	合 計	2,628	2,459	2,573	2,436
金 融 債	売 買 目 的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	1,202	1,843	300	790
	合 計	1,202	1,843	300	790
事 業 債	売 買 目 的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	18,485	17,991	20,212	19,279
	合 計	18,485	17,991	20,212	19,279
新株予約権付社債	売 買 目 的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—
株 式	売 買 目 的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	83	108	76	69
	合 計	83	108	76	69
外 国 証 券	売 買 目 的	—	—	—	—
	満期保有目的	2,599	2,498	2,699	2,727
	その他の目的	2,317	1,265	2,529	2,531
	合 計	4,917	3,764	5,229	5,258
その他の証券	売 買 目 的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	1,741	1,671	1,571	1,577
	合 計	1,741	1,671	1,571	1,577
貸付有価証券	売 買 目 的	—	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—
計	売 買 目 的	—	—	—	—
	満期保有目的	2,599	2,498	2,699	2,727
	その他の目的	30,903	29,414	31,560	30,802
	合 計	33,503	31,912	34,260	33,529

有価証券の種類別の残存期間別の残高

平成30年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	200	892	109	0	976	—	2,178
地 方 債	4	—	100	499	200	400	—	1,204
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	1,502	2,534	5,368	5,677	5,344	2,196	—	22,624
株 式	—	—	—	—	—	—	69	69
外 国 証 券	200	500	1,699	400	905	1,200	—	4,905
その他の証券	—	100	150	—	—	—	1,321	1,571

令和元年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	200	894	—	109	—	975	—	2,179
地 方 債	—	—	199	499	100	400	—	1,199
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	1,369	3,649	7,002	4,166	4,822	2,596	—	23,607
株 式	—	—	—	—	—	—	69	69
外 国 証 券	100	699	1,400	703	1,402	998	—	5,304
その他の証券	—	200	—	—	—	—	1,304	1,504

預証率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度
期 末 預 証 率	26.43	26.99
期 中 平 均 預 証 率	25.83	26.35

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区 分	平成30年度					令和元年度				
	貸借対照表 計上額	時 価	差	額		貸借対照表 計上額	時 価	差	額	
				うち益	うち損				うち益	うち損
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	2,599	2,576	△23	6	30	2,699	2,491	△208	1	209
合 計	2,599	2,576	△23	6	30	2,699	2,491	△208	1	209

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、外国証券です。

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区 分	平成30年度					令和元年度				
	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評 価 差 額	額		取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評 価 差 額	額	
				うち益	うち損				うち益	うち損
株 式	63	77	13	14	0	63	70	6	20	14
債 券	26,007	26,761	753	756	2	26,986	27,382	395	532	137
国 債	2,178	2,396	217	217	—	2,179	2,359	179	179	—
地 方 債	1,204	1,241	37	37	0	1,199	1,231	31	31	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	22,624	23,122	498	501	2	23,607	23,791	184	321	137
その他	3,877	4,059	181	193	11	4,108	4,101	△7	154	161
合 計	29,948	30,897	948	963	15	31,159	31,554	395	708	313

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、外国証券、投資信託及びその他の有価証券です。

時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表

(単位: 百万円)

区 分	貸借対照表計上額	
	平成30年度	令和元年度
その他有価証券	5	5
非上場株式	5	5
組合出資金	—	—

金銭の信託の時価及び評価損益等

該当ありません。

商品有価証券

該当ありません。

売買目的有価証券

該当ありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

デリバティブ取引

該当ありません。

貸倒引当金の内訳

(単位: 百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成30年度	81	90	—	81	90
	令和元年度	90	84	—	90	84
個別貸倒引当金	平成30年度	862	831	54	808	831
	令和元年度	831	549	90	741	549
合 計	平成30年度	943	922	54	889	922
	令和元年度	922	634	90	831	634

貸出金償却

(単位: 百万円)

	平成30年度	令和元年度
貸出金償却額	—	86

職員数

	平成31年3月末	令和2年3月末
男 性	81	76
女 性	50	49
計	131	125
平均年齢	45歳5ヵ月	46歳3ヵ月

※パートおよび期末退職者を除く、ただし休職者および嘱託を含む

内国為替取扱実績

(単位: 百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	送金・振込	代金取立	送金・振込	代金取立
仕 向 為 替	86,547	3,813	89,575	4,034
被 仕 向 為 替	80,282	218	85,115	125

リスク管理債権の状況

1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位: 百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
破 綻 先 債 権 額 (A)	26	—
延 滞 債 権 額 (B)	3,764	2,936
合 計 (C) = (A) + (B)	3,791	2,936
担 保 ・ 保 証 額 (D)	2,815	2,294
回収に懸念がある債権額 (E) = (C) - (D)	976	642
個 別 貸 倒 引 当 金 (F)	827	544
同引当率 (G) = (F) / (E) (%)	84.7	84.7

2. 3ヶ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

(単位: 百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
3ヶ月以上延滞債権額 (H)	—	—
貸出条件緩和債権額 (I)	327	109
合 計 (J) = (H) + (I)	327	109
担 保 ・ 保 証 額 (K)	119	24
回収に管理を要する債権額 (L) = (J) - (K)	208	85
貸 倒 引 当 金 (M)	—	10
同引当率 (N) = (M) / (L) (%)	0.0	11.7

3. リスク管理債権の合計

(単位: 百万円)

	平成30年度	令和元年度
(C) + (J)	4,119	3,045

(注) 1. 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産法の規定による破産の申立てがあった債務者
- ④商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2. 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3. 「3ヶ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヶ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

金融再生法開示債権

(単位: 百万円)

	平成30年度	令和元年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	696	511
危険債権	3,094	2,427
要管理債権	327	109
正常債権	65,505	66,957
合計	69,624	70,005

- (注)1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続き等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

金融再生法開示債権比率

	平成30年度	令和元年度
不良債権比率	5.91%	4.35%

金融再生法開示債権保全状況

(単位: 百万円)

	平成30年度	令和元年度
金融再生法上の不良債権(A)	4,119	3,048
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	696	511
危険債権	3,094	2,427
要管理債権	327	109
保全額(B)	3,761	2,875
貸倒引当金(C)	827	554
担保・保証等(D)	2,934	2,320
保全率(B)/(A)(%)	91.3	94.3
担保・保証等控除後債権に対する引当率(C)/((A)-(D)) (%)	69.8	76.2

(注)貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

当金庫の自己資本の充実の状況等について (定性的開示事項)

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、当金庫が積み立てているものの他、地域のお客様よりお預かりしている普通出資金にて調達しております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安定性を十分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

3. ①リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定を実施しております。そして信用リスクの計量化に向け、現在、インフラ整備も含めた準備を進めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会、といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

②リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しております。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 格付投資情報センター (R&I)
- 日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)
- フィッチ・レーティングス

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。従って、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくような適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「貸出事務取扱規程」及び「不動産担保評価取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、デリバティブ取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫の定める「信用金庫取引約定書」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前に通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、未担保預金等が

該当します。保証として、国、地方公共団体、政府関係機関等が保証している保証債権が該当します。(原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。)

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されておりますが当金庫では、取扱いはありません。

信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、担保による保全を図り、金庫が定める「償却・引当基準」に則った適正な引当金を計上しております。(お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。)

その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じても、提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的であります。なお、リスク資本及び与信限度額の割当については、金庫で定める「リスク管理基本規程」等に則り、適切に管理しています。さらに、リスク管理態勢の次なるステップとして、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本による統合的リスク管理については、平成28年度は試行的に始め、翌平成29年度より本格的に実施しました。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化取引における役割としては、投資家及びオリジネーターがありますが当金庫では取扱いはありません。リスクの認識については、市場動向、裏付け資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、必要に応じてALM委員会に諮り適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は有価証券の投資方針の中で定める枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用会計規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用管理を行います。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用します。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行います。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

- 格付投資情報センター (R&I)
- 日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)
- フィッチ・レーティングス

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

① リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスク、被災リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理担当部署を「リスク基本管理規程」に定め、リスク認識の向上に努めております。リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による理事会等において報告する態勢を整備しております。

②オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は粗利益をベースに算出する基礎的手法を採用しております。

同手法に基づく令和2年3月期のオペレーショナル・リスク相当額は226百万円となりました。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況、設定されたリスク限度枠の遵守状況やストレステストなどの分析を実施し、定期的にALM委員会へ報告しております。

一方、非上場株式、又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用会計規程」及び「市場リスク管理規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「資金運用会計規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、IRRBBにおける Δ EVE（経済価値変動額）と Δ NII（期間収益変動額）の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討をするとともに、定期的に経営陣へ報告を行うなど、資産、負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当庫では、金利リスクについて、市場リスクの一つとして管理しています。また、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB：InterestRateRisk in the BankingBook※）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めています。（※IRRBBとは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除くすべての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。）

- ・リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

当庫では、ALM管理体制のもと、自己資本に対するIRRBBの比率にアラームポイントを設定し管理することで、健全性の確保に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当庫では、金利上昇リスクの軽減に主眼を置き、有価証券の残存期間の短縮化等により、リスク削減を行っております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

- A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE（注1）及び Δ NII（注2）並びに金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

（注1）IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（注2）IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収

益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
 - ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - ・流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ・固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ・複数の通貨の集計方法及びその前提
当庫では円貨のみ保有しておりますので、円貨のみの集計となります。
 - ・スプレッドに関する前提
割引金利にスプレッドは含めていますが、 $\Delta EVE / \Delta NII$ 計算時にはスプレッド変動は考慮していません。
 - ・内部モデルの使用等、 ΔEVE と ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは、使用していません。
 - ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
開示初年度であるため記載していません。
 - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当期の重要性テスト比率は34.89%であります。
- B. 金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- ・金利ショックに関する説明
 ΔEVE 及び ΔNII 以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動としています。
 - ・金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII と大きく異なる点）
当庫では、リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaRなどにより管理しており、預貸金や債券のVaRに基づくリスク量に上限ガイドラインを設定しています。具体的には、部門毎に配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金といった商品毎のVaR（保有期間1年、観測期間5年、信頼水準99%）に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や評価損益アラームポイントなども設定しており、運用方針を定期的に見直すことでリスクのコントロールを行っています。また、当庫では、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しています。さらに、収益管理や経営上の判断その他の目的では、市場環境等を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動等を想定し、金利リスクを計測しています。

自己資本の充実の状況等について (定量的開示事項)

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	平成30年度	経過措置による 不算入額	令和元年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	7,661		7,900	
うち、出資金及び資本剰余金の額	204		208	
うち、利益剰余金の額	7,465		7,700	
うち、外部流出予定額 (△)	6		6	
うち、上記以外に該当するものの額	△2		△1	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	90		84	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	90		84	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,751		7,985	
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	14		13	
うち、のれんに係るものの額	—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	14		13	
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—		—	
適格引当金不足額	—		—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—		—	
前払年金費用の額	39		26	
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—		—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—		—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—		—	
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—		—	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	53		40	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	7,698		7,944	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	69,213		71,925	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△720		△720	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△720		△720	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,843		2,832	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	72,056		74,757	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.68		10.62	

※自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位: 百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計 ^{*1}	69,213	2,768	71,925	2,877
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー ^{*2}	69,166	2,766	71,765	2,870
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1	0	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1	0	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	203	8	201	8
地方三公社向け	20	0	20	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,798	431	11,861	474
法人等向け	33,651	1,346	35,481	1,419
中小企業等向け及び個人向け	7,505	300	7,753	310
抵当権付住宅ローン	1,560	62	1,741	69
不動産取得等事業向け	8,014	320	7,170	286
3ヵ月以上延滞等 ^{*3}	574	22	453	18
取立未済手形	5	0	4	0
信用保証協会等による保証付	358	14	389	15
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	527	21	712	28
出資等のエクスポージャー	527	21	712	28
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	6,664	266	6,656	266
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,200	48	1,450	57
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	684	27	684	27
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	97	3	90	3
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	4,681	187	4,430	177
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	—	—	—	—
③-1.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
③-2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	90	3	39	1
ルック・スルー方式	90	3	39	1
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△720	△28	△720	△28
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算期間関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 ^{*4}	2,843	113	2,832	113
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ) ^{*5}	72,056	2,882	74,757	2,990

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位: 百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		平成30年度	令和元年度
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
国 内	130,706	130,445	69,597	69,971	27,648	28,561	—	—	533	421
国 外	4,916	5,316	—	—	4,905	5,304	—	—	—	—
地 域 別 合 計	135,622	135,761	69,597	69,971	32,554	33,865	—	—	533	421
製 造 業	17,060	17,661	9,548	9,848	7,503	7,803	—	—	158	127
農 業 ・ 林 業	166	156	166	156	—	—	—	—	50	50
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	0	—	0	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	4,678	5,152	4,378	4,852	300	300	—	—	10	7
電気・ガス・熱 供給・水道業	3,855	4,621	1,535	1,914	2,316	2,702	—	—	—	—
情 報 通 信 業	218	816	12	8	206	805	—	—	—	—
運輸業・郵便業	4,945	4,892	2,719	2,566	2,221	2,321	—	—	79	78
卸売業、小売業	5,967	6,167	4,863	4,863	1,101	1,301	—	—	53	48
金融・保険業	43,080	41,866	3,959	4,446	8,859	8,507	—	—	—	—
不 動 産 業	14,682	13,274	11,363	9,759	3,305	3,501	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	500	500	500	500	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	125	111	125	111	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	485	433	485	433	—	—	—	—	6	6
飲 食 業	1,079	1,005	1,079	1,005	—	—	—	—	30	28
生活関連サー ビス業・娯楽業	2,073	1,960	2,073	1,960	—	—	—	—	1	—
教育、学習支援業	270	256	270	256	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	4,385	4,245	4,385	4,245	—	—	—	—	102	28
その他のサービス	2,422	2,753	2,276	2,607	139	139	—	—	—	—
国・地方公共団体等	15,838	16,178	9,219	9,677	6,601	6,482	—	—	—	—
個 人	10,632	10,756	10,632	10,756	—	—	—	—	38	45
そ の 他	3,150	2,950	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	135,622	135,761	69,597	69,971	32,554	33,865	—	—	533	421
1 年 以 下	34,080	28,599	10,315	9,874	1,707	1,669	—	—	—	—
1年超3年以下	10,537	16,641	4,396	5,183	3,335	5,443	—	—	—	—
3年超5年以下	16,705	17,131	8,483	8,510	8,210	8,602	—	—	—	—
5年超7年以下	12,495	11,625	5,792	6,139	6,686	5,479	—	—	—	—
7年超10年以下	17,195	16,527	10,737	10,190	6,450	6,324	—	—	—	—
10 年 超	34,335	34,752	29,550	29,769	4,772	4,971	—	—	—	—
期 間 の 定 め の ない も の	10,271	10,484	321	304	1,391	1,374	—	—	—	—
残存期間別合計	135,622	135,761	69,597	69,971	32,554	33,865	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 債券には、株式・投資信託・その他有価証券を含みます。

3. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

4. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、取立未済手形、仮払金、有形・無形固定資産、その他の資産等が含まれます。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額額

(単位: 百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成30年度	81	90	—	81	90
	令和元年度	90	84	—	90	84
個別貸倒引当金	平成30年度	862	831	54	808	831
	令和元年度	831	549	90	741	549
合 計	平成30年度	943	922	54	889	922
	令和元年度	922	634	90	831	634

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位: 百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
国 内	857	827	827	544	54	90	803	736	827	544		
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
地 域 別 合 計	857	827	827	544	54	90	803	736	827	544		
製 造 業	363	290	290	117	53	1	309	289	290	117	53	1
農 業、林 業	21	20	20	19	—	—	21	20	20	19	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	—	58	58	—	—	58	—	—	58	—	—	58
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	33	31	31	30	—	—	33	31	31	30	—	—
卸 売 業、小 売 業	35	31	31	29	—	0	35	31	31	29	—	15
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	161	165	165	165	0	0	160	165	165	165	0	0
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	6	6	6	6	—	—	6	6	6	6	—	—
飲 食 業	2	1	1	1	—	—	2	1	1	1	—	0
生活関連サービス業、娯楽業	155	147	147	141	—	—	155	147	147	141	—	—
教 育、学 習 支 援 業	19	24	24	25	—	—	19	24	24	25	—	—
医 療、福 祉	39	29	29	2	—	29	39	—	29	2	—	100
そ の 他 の サ ー ビ ス	—	—	—	3	—	—	—	—	—	3	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	18	17	17	0	—	—	18	17	17	0	—	—
合 計	857	827	827	544	54	90	803	736	827	544	54	176

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位: 百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成30年度		令和元年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	16,944	—	16,157
10%	—	5,615	—	5,906
20%	1,508	34,055	5,430	28,277
35%	—	4,510	—	5,034
40%	100	—	100	—
50%	12,722	22,218	13,909	199
70%	1,301	—	1,201	—
75%	—	11,685	—	11,559
100%	6,307	38,492	7,204	36,792
120%	1,603	—	2,805	—
150%	—	—	—	229
250%	—	—	—	616
合 計		134,870		135,424

(注) 1. 格付は適格格付機能が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)は含まれておりません。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位: 百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証	
		30年度	元年度	30年度	元年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,473	1,330	2,218	1,088
① 我が国の政府関係機関向け		—	—	783	688
② 地方三公社向け		—	—	1,435	400
③ 中小企業等・個人向け		784	699	—	—
④ 抵当権付住宅ローン		11	25	—	—
⑤ 三月以上延滞等		—	—	—	—
⑥ 法人等向け		614	489	—	—
⑦ 不動産取得等事業向け		32	38	—	—
⑧ その他		30	76	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ありません。

ロ. 投資家の場合

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当ありません。

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当ありません。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位: 百万円)

区 分		その他有価証券で時価のあるもの				
		取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上表	評価差益	うち	
					益	損
上 場 株 式	平成30年度	63	77	13	14	0
	令和元年度	63	70	6	20	14
非 上 場 株 式	平成30年度	—	—	—	—	—
	令和元年度	—	—	—	—	—
合 計	平成30年度	63	77	13	14	0
	令和元年度	63	70	6	20	14

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

ロ. 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等 該当ありません。

ハ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 該当ありません。

8. 金利リスクに関する事項

(単位: 百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,772	2,858	367	
2	下方パラレルシフト	0	0	△315	
3	スティープ化	1,897	1,881		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,772	2,858		
			ホ		へ
			当期末		前期末
8	自己資本の額		7,944		7,698

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。